

日本公開天文台協会「調査研究委員会」設置要綱

(2023年2月28日 運営委員会承認)

(設置)

第1条 日本公開天文台協会（以下、協会）のこれまで蓄積されてきた資料データを収集、整理し、これらを安全に管理することによって今後の利活用に資するとともに、さらなる調査、研究を行うことを目的として、会則第11条に定める委員会として「調査研究委員会」（以下、委員会）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的のため、次の事務を行う。

- (1) 協会の大会集録、白書等の資料データを収集、整理し、データベースを構築すること。
- (2) 白書の改訂版を編集すること。
- (3) データの管理方法を検討すること。
- (4) データに基づく研究を行い、さらに必要な調査を行うこと。
- (5) その他、運営委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員は本会の個人会員、準会員のうちから、運営委員会の承認を経て会長が任命する。委員のうち一定数は役員が務めるものとする。

2 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員会の会務を総理する。

3 副委員長は委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2023年(令和5年)2月28日から施行する。

<改正履歴>

- (1) 2021年8月30日制定